

平成26年8月5日

年金受給者・既裁定待期者 各位

日本金属プレス工業厚生年金基金
理事長 須藤 修司

厚生年金基金解散方針議決に伴う選択一時金・退職一時金の支給を休止する規約変更について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当基金の事業運営につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当基金は、昭和45年11月1日に設立以来、40年有余年に亘って、国の厚生年金に上乘せした年金及び一時金の給付を行い、加入員の皆様の老後の安定と福祉の向上を目的として、当局の基準及び指導に則って事業を適切に運営してまいりました。

かかるなか、厚生年金基金制度の見直しについて、社会保障審議会及び国会において、短期間で審議され、平成25年6月26日付、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号、以下「平成25年改正法」と略します。）が公布され、平成26年4月1日から施行されたところです。この平成25年改正法によって、施行後5年以内に一定の存続基準を満たさない基金については、解散または他制度への移行を行わなければならないことになりました。

当基金といたしましては、先ず代行部分の資産を保全しつつ、加算部分の資産をさらに上積みし、平成25年改正法、関係政省令及び通達並びに役員、代議員をはじめとする事業主、加入員、年金受給者及び受給待期者（含む、未請求者）の皆様方のご意見・ご要望（アンケート調査の結果等々）を踏まえつつ、金属プレス業界における年金制度のあり方を念頭に、資産運用委員会（基金活性化協議会）、理事会、代議員会において、当基金の今後の運営について様々な角度から審議してまいりました。

しかしながら、加入員数が減少し受給者数が増加（給付超過）し続ける中で、5年以内に財政状況を著しく好転させ、厚生年金基金としての存続基準（代行部分の1.5倍以上の資産を常時確保しなければならないという基準等）をクリアすることは極めて困難と判断し、平成26年8月4日に開催いたしました第93回代議員会において、基金解散へ向けた検討を進める苦渋の方針を議決いたしました。

今後、基金解散手続きを順次進めてまいります。この事前手続きの一環として、この代議員会の議決によって、平成26年8月5日から選択一時金及び退職一時

《受給権者No. : 《年金証書No.》》

金の支給を休止させていただく規約に変更いたしました。

この規約変更の趣旨は、当該一時金の支給を休止することによって、一時金給付による資金流失に伴う国に返還する代行部分の年金資産の目減り（代行割れ）を未然に防ぎ、さらに解散時特別掛金（解散時における代行割れに伴う事業主のご負担金）の発生を未然に回避することを目的としております。

また、当該一時金の支給を休止することによって、国への代行部分を返還した後に残余財産がある場合には、加入員、年金受給者及び受給待期者（含む、未請求者）の皆様にご各々の加入員期間（及び受給済み期間）等に応じて、公平に分配することが可能となります。

つきましては、年金受給者・既裁定待期者の皆様におかれては、法令等の趣旨及び当基金の財政状況並びに関係各位のご意見・ご要望を何卒ご賢察のうえ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【年金受給者】の皆様の場合

選択一時金・退職一時金の休止期間中であっても、これまでどおり、基金解散の認可の属する月分までの間は、現在の規約に基づいて裁定された年金額でお受け取りになることができます。

【既裁定待期者】の皆様の場合

選択一時金・退職一時金の休止期間中であっても、年金の支給開始年齢に達し、当基金に支給停止解除の手続きをされた場合には、基金解散の認可の属する月分までの間は、現在の規約に基づいて裁定された年金額でお受け取りになることができます。

【年金受給者及び受給待期者（各々共通の事項）】

国の老齢厚生年金等の受給権を満たしている方については、基金が解散認可された翌月分から、代行部分に相当する年金資産を国に返還のうえ支給義務を移転し、厚生年金保険法によって、国から代行部分を含めて支給されることとなります。

その後に残余財産がある場合には、基金規約に定める方法によって、その残余財産を受給者、受給待期者、加入員の皆様に、各々の受給権に応じ公平に分配することになります。

【選択一時金・退職一時金とは？】

選択一時金とは、加算適用加入員期間15年以上で退職された場合に、加算年金に代えて一時金を選択できるものです。

退職一時金とは、加算適用加入員期間5年以上15年未満で退職（又は70歳達齢等）された場合に該当者に一時金として支給するものです。

※ 代議員会によって、平成26年8月4日を請求書類の提出期限（当基金必着、当日の消印有効）となります。その後に、請求書類が着信した場合には、選択一時金・退職一時金のご請求はできません。

【厚生年金基金解散後の年金給付の仕組みのイメージ】

